

はじめに

- 川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）は、考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として昭和63（1988）年に開館し、「都市と人間」を基本テーマとした博物館、美術館の複合文化施設として、様々な人が集まり新しい文化を生み出している都市の発展過程やそこで生まれ育った文化を見つめるための資料・作品を収集・展示・調査研究してきた。
- 開館から30年以上が経過し、**施設・設備の経年劣化への対応や、社会情勢や文化芸術を取り巻く環境の変化に伴う今後のあり方の再考、洪水浸水想定区域内に位置していることへの対応など、様々な課題があることを全庁的に共有し、検討を始めた矢先、令和元（2019）年10月12日の令和元年東日本台風により、施設・設備や収蔵品に甚大な被害が生じ、館内での展示等の活動が不可能となり、長期に渡る休館を余儀なくされている。**
- この状況を受け、令和2（2020）年5月、市民ミュージアムの復旧・復興に向けたあり方等について、市長から川崎市文化芸術振興会議に諮問し、令和3（2021）年7月に答申を受けた。
- この答申を踏まえ、**本市にとってどのような新たな博物館、美術館が必要であるかを示すため、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」（以下「本考え方」という。）を策定する。**

I これまでの経緯

1 被災前の市民ミュージアムについて

(1) 川崎市文化芸術振興計画における文化施設としての役割

- 本市では、「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」に基づき、**文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に取組を進めている。**
- 本計画において、**市民ミュージアムは「文化芸術の創造拠点」「市民の活動拠点」「川崎市の魅力発信拠点」としての役割を担っていくものとして位置づけられている。**

(2) 市民ミュージアムの役割

- 市民ミュージアムは、地域の一員として、多様な収蔵品や蓄積された研究成果、来館者やミュージアムに関わる人々と連携を図り、博物館、美術館としての専門性を活かし、**広く市民が文化芸術を享受する場として機能するとともに、市民の文化活動の拠点としての役割を担ってきた。また、地域の活性化を図る拠点施設として情報を発信することで、文化芸術を活かしたまちづくりへの貢献や、市民ミュージアムの活動を積極的に公開・情報提供しながら、子どもから高齢者、障がい者の参加や、文化芸術に関連する団体等との連携を図り、様々な市民が文化芸術に触れ、創造する機会の創出などの役割も担ってきた。**また、博物館、美術館それぞれとしても次の役割を担ってきた。



【市民ミュージアム外観（被災前）】

博物館としての役割	<ul style="list-style-type: none"> 川崎の歴史、伝統、文化に関する情報を継続的に収集、調査研究し、その成果を市民に伝え、一人ひとりがよりよい地域づくりや地域の将来を考える機会の提供 現在の川崎を中心とした情報の記録・分析及びこれまでの調査研究の成果とあわせて将来に向けた継承 先進的な取組を続ける現在の都市川崎の重点的な調査研究、収集、展示等の活動の取組及び全国への発信
美術館としての役割	<ul style="list-style-type: none"> 20世紀後半も含めた同時代の美術について、調査研究、収集、展示等の活動を進めることによる現代美術の可能性の拡大 川崎ゆかりの芸術作品・作家を紹介する美術館としての活動及びその成果の市民との共有 芸術活動への支援を通じた都市川崎の文化のすそ野の拡大及びすべての人々に芸術の楽しさや新たな可能性を広く伝えることによる市民ミュージアムと都市川崎の魅力の向上

2 市民ミュージアムが抱えていた課題

- 市民ミュージアムは、施設の経年劣化への対応や、社会情勢や文化芸術を取り巻く環境の変化に伴うあり方の再考など様々な課題を抱えており、これらを全庁的に共有した矢先、令和元年東日本台風により被災した。

課題①	社会情勢の変化や今後を見据えた博物館、美術館のあり方の再考
<ul style="list-style-type: none"> 市民ミュージアムの開館時と現在では、社会情勢やその中で文化芸術が果たすべき役割も変化しており、開館当初からの特徴であったグラフィックや写真等の分野・作品も、専門ミュージアムや新たな表現手法の台頭により、その枠組みや特色が薄れてきている。 東京や横浜に多種多様な博物館、美術館が立地する中、その間に位置する本市として、これらの状況を踏まえ、どのような博物館、美術館が必要なのか、そのあり方を再考する必要があった。 	
課題②	雨漏りや施設の経年劣化への対応による安全面の確保及び収蔵庫等のあり方の検討
<ul style="list-style-type: none"> 開館から30年以上が経過し、従来から課題であった施設の老朽化が一層進んでおり、部品落下、設備の経年劣化に加え、ルート不明の雨漏りや壁面タイルの剥がれなどが頻繁に発生し、利用者の安全や展示作品等の保全の確保が課題となっていた。 長期の休館を伴う大規模な屋上防水・壁面改修工事をはじめ、中央監視システム、自動火災報知機等の各種設備の更新の必要性について検討を進めていた。 収蔵庫の収蔵率がほぼ100%に近い状況であることを踏まえ、収蔵庫のあり方や、映像ホールなどの稼働率が低い諸室のあり方についても検討する必要があった。 	
課題③	洪水浸水想定区域（多摩川水系）への対応
<ul style="list-style-type: none"> 平成30（2018）年に改定された洪水浸水想定区域（多摩川水系）では、市民ミュージアムの立地の想定浸水深が以前の3～5mから5～10mに引き上げられており、地階に設置されている収蔵庫とそこで保管されている収蔵品の取扱いについて検討する必要があった。 	

3 令和元年東日本台風による被災への対応

- 令和元年東日本台風により地階に大量の雨水が流入し、地階には機械室、電気室、発電機室等の主要な設備室が設置されていたため、**館内の電気設備等が使用不能となり、また、地階にあった9つの収蔵庫は全て浸水し、収蔵品約26万点のうち展示品等を除く約22万9千点が被災した。**
- 現在は、館外に仮設のキュービクル式高圧受電設備を設置し、必要最小限の電力を供給して活動しているものの、**全館空調、飲用水道水の利用ができず、収蔵品も館内には保管ができない状況であり、従来通りの機能を復旧するためには約25億8千万円（浸水対策を含まず）と多額の費用が見込まれる。**
- 現施設は洪水浸水想定区域内に立地していることから、最大の浸水想定では2階まで浸水するおそれがあり、**収蔵品等を保管する収蔵庫や展示スペース、収蔵庫の温湿度管理に必要な機械室等は3階に整備する必要があり、構造耐力上、収蔵庫、機械室等を3階へ整備することは難しく、また、増築による対応も緑地保全や高さ制限の観点から困難である。**
- 上記から、**現施設・現在地でのミュージアム機能の継続は困難な状況となっている。**

4 文化芸術振興会議における検討

- 市長からの諮問を受け、文化芸術振興会議に設置された「市民ミュージアムあり方検討部会」では、本市における博物館、美術館の役割や求められる機能等について審議し、博物館、美術館の両機能をあわせ持つことによって大きなシナジー効果が期待できることや、将来の可能性が高く評価され、**分野を融合した「ミュージアム」として検討が進められ、その活動の根幹となる考え方及び施設についての考え方として、「新たなミュージアムの今後のあり方」が答申された。**
- 答申として、**誰もが心豊かに暮らせる持続可能なまちづくりに向けた文化芸術の活用や、文化芸術を通じた多様なつながりの創出などが示されたほか、施設の設置に向けては、今回の被災の事実を記録し、継承する取組を行うとともに、修復過程やその状況を市民に公開・発信する必要性や、多様性と社会的包摂の推進を意識した本市らしい施策を踏まえ、地域社会への貢献を念頭に置いた取組の必要性などが考慮すべき項目として示された。**

新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方（概要版）

Ⅱ 本市における新たな博物館、美術館の必要性

- 文化芸術基本法の改正など、近年、文化芸術が生み出す多様な価値を活かした地域社会づくりが求められているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術活動の抑制が余儀なくされるなかで、人々の生活や社会における文化芸術の重要性が再認識されている。
- 本市の文化芸術振興施策を推進する上で、博物館、美術館の必要性についてこれまで疑義はなかったが、このような社会状況の中で、被災を踏まえ博物館、美術館の設置を検討するにあたり、その必要性を次のとおりとした。

1 新たな博物館の必要性

- 本市には、日本民家園、青少年科学館、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館などの専門的な文化施設が存在するが、これらの施設が二ヶ領久地円筒分水や国史跡橋樹官衙遺跡群などに代表される本市ゆかりの多彩な文化資源を活用し、市域全体の歴史、成り立ちや歩みを網羅的に紹介、解説するなどの役割を担うことは難しい。
- 令和元年東日本台風による被災の事実をはじめ、多様性に満ちた川崎の歴史と文化を未来に引き継ぐとともに、知ること、学ぶことが楽しめ、様々な交流が生まれる場を提供する地域の博物館として、こうした役割を担うことが必要である。

2 新たな美術館の必要性

- 本市には、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアムなど個人の顕彰的な美術館はあるものの、本市ゆかりの芸術家やその作品をはじめ、川崎地域の文化芸術を幅広く紹介する役割や、市民の文化芸術活動の拠点としての役割をこれらの美術館が担うことは難しい。
- こうした役割を担うとともに、多様な価値を生み出すアートにより、自分だけのものの見方や考え方を養い、創作者の作品が発する、作品に込めるメッセージと対話し、自分なりの答えを見出し、新たな問いを生み出す思考ができる人を形成できるような創造性や文化的感性を育む学びの機会を提供し、さらに、従来のアートという枠組みに囚われることなく、誰もが優れた文化芸術を体験・体感し、楽しむことができ、多様なつながりを創出できる場を提供するアートの中心的な施設としての美術館が必要である。

Ⅲ 基本的な考え方

1 新たな博物館、美術館の施設について

- 「Ⅰ 3 令和元年東日本台風による被災への対応」で述べた現状等を踏まえ、現施設・現在地でのミュージアム機能の再開は行わず、新たな博物館、美術館の施設は、可能な限り被災リスクの少ない場所に設置することを検討していく。
- 検討にあたっては、文化芸術振興会議からの答申が博物館、美術館が融合したものとなっていることを踏まえ、本市としても融合によるシナジー効果や、多様化する市民ニーズへの柔軟な対応が図れることを期待し、融合化を前提として検討を進める。
- 本市が抱える立地面の課題や財政状況などから、そうした形態での整備が図られなくとも、新たな博物館、美術館が連携して活動することにより、その相乗効果を生み出していく。

2 新たな博物館、美術館の役割について

- 市民ミュージアムが収集してきた資料・作品やこれまで果たしてきた役割と、文化芸術振興会議からの答申（「新たなミュージアムの今後のあり方（活動）」）、前項で整理した本市における博物館、美術館の必要性を踏まえ、新たな博物館、美術館が果たす役割及びその方向性を次のとおりとする。

～新たな博物館、美術館の役割及びその方向性～

役割 1 川崎の歴史と文化を未来へつなぐ

【方向性 1】 都市川崎の歴史と文化の継承

- 時代の変遷とともに大きな変貌を遂げ、現在も進化を続ける都市川崎の歴史と文化を記録し、現在を起点に過去を余すことなく振り返り、未来へと継承していく。

【方向性 2】 令和元年東日本台風による被災の事実の継承

- 令和元年東日本台風による被災の事実や収蔵品の修復において得た知見等について、風化させることなく次代に伝えていく。

役割 2 文化芸術的な視点からの人材育成と学びの機会の提供

【方向性 1】 創造力や文化的感性、好奇心の醸成と人材育成

- 資料・作品等を活用するとともに、多彩な文化芸術に触れられる機会や様々な創作活動や表現活動ができる環境をつくることにより、人々の創造力や文化的感性を育むとともに、人々が好奇心を刺激され、幅広い興味・関心が持てるよう、文化芸術を楽しみ、体験できる場を創出し、文化芸術が有する多様性の魅力を広く伝えていく。

- 様々な角度から文化芸術を支える人材を育成し、さらには、文化芸術を通じて地域社会の担い手となる人材を育成する。

【方向性 2】 自ら学ぶ機会の創出

- 年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが本市の歴史、多様な文化への理解を深められるよう、生涯を通じて学びの機会を提供するとともに、様々な物事に対する好奇心を刺激することにより、受け身ではなく、積極的・能動的に学びの意欲を引き出す。

役割 3 文化芸術を活用したまちづくり

【方向性 1】 文化芸術活動の活性化やすそ野の拡大

- 若い世代が関心を持つ事業を展開するとともに、芸術家の育成や文化芸術活動の支援を行うことにより、市域の文化芸術活動の活性化を図り、文化芸術のすそ野を拡大する。

【方向性 2】 多様なつながりの創出

- 文化芸術を通じ、市民や団体、他の文化施設と連携・協働した活動や地域に開かれた活動をすることで、多様なつながりを生み出し、より豊かなコミュニティの形成を図る。

【方向性 3】 成熟した地域社会への貢献

- 多様な価値を生み出す文化芸術を活用し、地域的、社会的課題に向き合い、多様性や社会的包摂への理解が進んだ、誰もが生き生きと心豊かに暮らせる成熟した地域社会の実現を目指す。

3 基本構想に向けて

(1) 基本構想の考え方

- 今後、本考え方に基づき策定する「基本構想」では、博物館、美術館それぞれに事業展開の方向性等を検討することとする。
- 答申と併せて示された「答申に至る考え方」も尊重し、本考え方に基づき策定する「基本構想」、その後に策定予定の「基本計画」において、取り入れて検討していくものとする。

(2) 今後のスケジュール（予定）

策定予定時期	内 容
令和 4（2022）年度～	（仮称）新たな博物館、美術館に関する基本構想策定
	（仮称）新たな博物館、美術館に関する基本計画策定

※ 社会状況や他の計画の動向も踏まえ、スケジュールが変更となる可能性あり